

## 令和8年度北斗市水防計画改訂の概要

### 1 改定の趣旨

「北斗市水防計画」は、水防法第4条の規定に基づき、水防事務の調整及び円滑な実施のために必要な規定を、水防管理団体である北斗市が定めるもので、水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的としている。

令和7年に現在の北斗市水防計画が改正されたが、令和8年2月に北海道水防計画が修正されたこと、及び令和8年5月29日から新たな防災気象情報の運用が開始されることから改訂を行うものである。

### 2 改訂の概要

- 令和7年からの主な改訂内容（北海道水防計画との整合）
  - ・ 水防計画作成の手引き（令和6年12月）に沿った字句の修正や追記
  - ・ 各種情報の連絡系統図の内容修正・追記  
（北斗市地域防災計画にも反映）
- 新たな防災気象情報に伴う改正  
警戒レベル相当情報の体系整理・名称変更
  - ・ 大雨、洪水、土砂災害、高潮等の防災気象情報については、警戒レベル相当情報として、レベル2〇〇注意報、レベル3〇〇警報、レベル4〇〇危険警報、レベル5〇〇特別警報等と名称や内容を変更